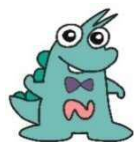


—市内事業者の皆様へ—



新商品開発等支援事業補助金の 対象事業を募集します！

日進市の地域ブランド力向上のための商品※を開発する費用を補助します。
開発商品をふるさと納税返礼品に登録する場合、補助額を上乗せします！

※役務(サービス)を除く。

補助対象者

市内に本社、事業所又は工場を置く法人、又は市内で事業を行う個人事業主

補助対象経費・補助額

補助対象経費：地域ブランド力の向上につながる新商品の開発にかかる経費

補助額：補助対象経費の 2/4 以内 法人：**最大 100 万円**

個人事業主：**最大 20 万円**

※開発商品を市のふるさと納税返礼品に登録した場合**1/4 上乗せ**(最大 5 万円)

補助対象経費の一例

印刷費	パッケージ、包装紙及びシール等の印刷費
委託料	調査研究、製品デザイン、パッケージデザイン、試作品等の外注加工費
原材料費	試作に使用する原材料費
生産準備費	新商品開発に必要な金型・治工具等作成費、システム導入費
購入費	新商品開発に必要な機械器具等の購入又はリース・レンタルに要する経費



募集期間

令和6年 7 月 1 日(月)から令和6年 7 月 31 日(水)まで

申込方法

交付申請書類一式を、募集期間内に市へ提出してください。

詳細は右の QR コードのリンク先(市ホームページ)をご参照ください。



※ふるさと納税返礼品登録について事前確認が必要です。申請前に市へお問い合わせください。



【問合せ先】日進市役所 産業政策部 産業振興課 商工新ビジネス係
TEL:0561-76-7366 Eメール:sangyo@city.nisshin.lg.jp

番号	質問	回答
1	令和6年4月1日以降に開発に着手した新商品がありますが、対象となりますか。	開発等を開始した日が令和6年4月1日以降であれば対象となります。 ただし、交付決定を保証するものではありません。
2	見積書の取得日に制限はありますか。	令和6年4月1日以降に発行されたもので、発注日に有効な見積書である必要があります。
3	見積書はどのようなものが必要ですか。	対象となる経費の内訳が分かる見積書としてください。
4	いつから申請できますか。	令和6年7月1日(月)午前8時30分から申請可能です。
5	いつまで申請できますか。	令和6年7月31日(水)まで申請可能です(郵送の場合は当日消印有効)。
6	いつまでに完了しないといけませんか。	令和7年2月20日(木)までに完了してください。ふるさと納税返礼品に登録する場合は、同日までに登録が完了している必要があります。
7	期日までに完了できない場合はどうなりますか。	中間報告期限までに延長申請をしていただき、市が認めた場合は翌年度へ繰越すことができます。ただし、その場合、翌年度の新規申請は行えません。 例：令和6年度に交付決定されたが、事業完了は令和7年度に繰越⇒令和7年度の新規申請はできません。
8	申請書類はどこで手に入りますか。	日進市ホームページからダウンロードしていただくか、産業振興課窓口でのお渡しとなります。 https://www.city.nisshin.lg.jp/kurashi/sangyo/5/16086.html
9	今回の補助金は課税対象ですか。	課税対象となります(詳しくは税務署等にお問い合わせください)。
10	郵送した申請書類が届いたかどうか確認したいのですが。	郵送申請の場合、事務局から申請受付の連絡はいたしません。 ご心配の場合は、特定記録郵便や簡易書留等の方法で申請してください。
11	提出書類に不備や不足があった場合はどうなりますか。	書類不備として申請を受理できない場合があります。その際は、事務局より連絡等をいたしますので、交付申請書には日中連絡等が可能な連絡先をご記載ください。
12	申請してから交付決定まではどれくらいかかりますか。	申請を受理した後、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会において、申請のあった商品すべてを審査し、日進市の地域ブランド力の向上につながると認められた場合に交付決定されます。 ※申請しても交付決定が受けられない場合もあります。
13	どんな商品が対象となりますか。	日進市の地域ブランド力向上につながる商品が対象となります。交付決定は、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会の審査結果によります。
14	既存の商品の改良は対象となりますか。	改良の結果、日進市の地域ブランド力向上につながると認められる商品の場合は対象となります。交付決定は、日進市新商品開発等支援事業補助金審査会の審査結果によります。
15	対象とならない例はありますか。	名称や、外装などのデザインのみを変更したもの、内容量のみを変更したもの等は認められません。
16	複数の商品を開発した場合も対象となりますか。	補助金の交付は、同一事業者につき年度内1回限りです。複数の新商品を開発する場合でも申請数は1件となります。
17	既存の設備の更新費用も対象経費となりますか。	既存機械等の経年劣化等による単純な更新は対象外です。ただし、新商品開発に必要な機能の追加など、正当な理由があれば対象となります。
18	どのような項目・基準で審査されますか？	開発に係る期間や、地域ブランド力向上に繋がるかどうか、ふるさと納税への登録有無などを総合的に判断します。
19	他の補助金との併用は可能ですか。	可能です。ただし、他から補助を受ける経費等は、補助対象外となります。
20	補助金の概算払は受けられますか。	補助金の交付は事業完了後となります。翌年度に繰り越した場合も同様です。